

# 分譲の要件

## 1. 申込資格

自らが居住するための住宅を建築する方

## 2. 分譲条件

- (1) 美咲町民となり定住すること。
- (2) 公共下水道・農業集落排水に接続すること。(処理区域以外は、合併処理浄化槽を設置)

## 3. 申込受付

- (1) 宅地分譲申込書(様式第1号)に必要事項を記載して、美咲町役場地域みらい課、または各総合支所地域振興課へ提出してください。
- (2) 審査の結果、相当と認めた場合、決定通知書を交付します。

## 4. 契約及び分譲代金の支払い方法

- (1) 決定通知書交付後1ヶ月以内に契約を完了してください。
- (2) 契約者及び登記名義人は、申込者と同一とします。
- (3) 契約書は2通作成し、町及び申込者が各自1通保有することとなりますが、契約書提出時に収入印紙を貼付してください。(1通のみ)
- (4) 分譲代金の支払いについては、契約締結時に契約保証金として、分譲代金の20%を納入することとし、残金については、契約完了後6ヶ月以内に全額納入するものとします。

## 5. 所有権移転登記

- (1) 分譲代金完納後に美咲町が嘱託により所有権移転登記を行います。
- (2) 所有権移転登記に必要な登録免許税は、申込者の負担とします。

## 6. 土地の引き渡し

- (1) 所有権移転登記完了後に土地の引き渡しを行います。
- (2) 譲渡する土地については、現状のまま引き渡すものとします。必ず現地を確認してください。なお、宅地は切土盛土による仕上げとなります。

## 7. 公租公課

譲渡する宅地についての公租公課(不動産取得税、固定資産税等)は、土地引き渡し以後は、譲受人の負担とします。

## 8. その他

- (1) 公共下水道・農業集落排水の接続は、別途 330,000 円の加入負担金が必要になります。使用にあたっては、美咲町役場上下水道課（電話 0868-66-3084）までお申し込みください。
- (2) 給水施設の設置については、宅地内の水道メーターボックスまで配管されていますが、使用にあたっては、別途加入負担金が必要になります。申し込みは、美咲町役場上下水道担当課までお申し込みください。負担金額は、口径が 13mm のメーターを設置する場合、132,000 円、20mm のメーターを設置する場合は、198,000 円で、設計審査手数料 3,000 円、工事検査手数料 3,000 円が必要です。
- (3) 美咲町のCATV「みさきネット」に接続するためには光ファイバーケーブルを接続する必要があります。加入負担金は、31,420 円になります。お申し込みは、美咲町役場くらし安全課（電話 0868-66-1112）までお申し込みください。なお、使用の状況に応じて使用料が必要になります。

## お問い合わせ

〒709-3717

岡山県久米郡美咲町原田 2144-1 番地

美咲町役場 地域みらい課

TEL 0868-66-1191

FAX 0868-66-2038